

実績評価書

平成18年7月

政策体系	番号	
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子供を産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	8	総合的な母子家庭等の自立を図ること
	II	母子家庭の母等の自立のための就業支援を図ること
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	母子家庭の母等の就業を促進すること
(実績目標を達成するための手段の概要)	
<p>母子家庭の母等に対して、就業による自立を促進するため、①就業相談、就業支援講習会・就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談などの生活支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援サービスセンター事業、②就業に有利となる専門的な資格を取得するため、訓練期間中の生活費の負担を軽減する高等技能訓練促進費事業、③個々の児童扶養手当受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と緊密に連携しつつ、就業に結びつける母子自立支援プログラム策定事業等を実施。</p>	
<p>・関連する経費（平成17年度予算額） 母子家庭等対策総合支援事業 1,868百万円の内数。</p>	
(評価指標の考え方)	
①母子家庭等就業・自立支援サービスセンター事業	
<p>個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等を踏まえつつ、一環した就業支援サービスを提供することで、母子家庭の母等の就業を促進すると考えられることから、個々のサービス提供件数を評価指標として設定したものの。</p>	
②高等技能訓練促進費事業	
<p>専門的な資格の取得に当たっては、就業と修業の両立が困難である反面、就業に際しては有利な資格であり、母子家庭の母等の就業を促進すると考えられることから、資格取得者数を評価指標として設定したものの。</p>	
③自立支援プログラム策定事業	
<p>個々の受給者の希望・事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどの関係機関との緊密な連携による就業支援は、母子家庭の母等の就業を促進す</p>	

ると考えられることから、プログラム策定件数と就業者数を評価指標として設定した
もの。

(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
母子家庭等就業・自立支援センター事業における講習会受講者数(延べ人数)	—	—	15,504	18,396	—
(備考)					
本事業は、平成15年度から実施。 各年度4月から12月までの実績。 平成17年度実績は、平成18年度末取りまとめ見込みのため記載不可能。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業相談件数	—	—	14,585	32,385	—
(備考)					
本事業は、平成15年度から実施。 平成17年度実績は、平成18年度末取りまとめ見込みのため記載不可能。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
母子家庭等就業・自立支援センター事業における就業者数(延べ人数)	—	—	2,672	6,246	—
(備考)					
本事業は、平成15年度から実施。 平成17年度実績は、平成18年度末取りまとめ見込みのため記載不可能。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
高等技能訓練促進費事業による資格取得者数	—	—	253	574	—
(備考)					
本事業は、平成15年度から実施。 平成17年度実績は、平成18年度末取りまとめ見込みのため記載不可能。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
母子自立支援プログラム策定件数	—	—	—	—	—
(備考)					
本事業は、平成17年度は試行的に実施し、平成18年度から全国展開。 平成17年度実績は、平成18年度末取りまとめ見込みのため記載不可能。					
(評価指標)	H13	H14	H15	H16	H17
母子自立支援プログラムによる就業者数(延べ件数)	—	—	—	—	—
(備考)					
本事業は、平成17年度は試行的に実施し、平成18年度から全国展開。 平成17年度実績は、平成18年度末取りまとめ見込みのため記載不可能。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

母子家庭の母の83.0%は就業しているものの、そのうち常用雇用者は39.2%にとどまっており（平成15年全国母子世帯等調査）、5年前の同調査結果（母子家庭の母の就業率84.9%、そのうち常用雇用者は50.7%）と比較しても、その数値はいずれも下がり、母子家庭等の母の雇用環境は厳しいものとなっている。また、母子世帯の平均年収は212万円（平成15年全国母子世帯等調査）と、一般世帯の平均年収589万円と比して低い水準にとどまっており、母子家庭等に対する就業・自立を支援する必要がある。

このような現状を踏まえ、平成14年に、母子家庭等の自立促進、生活の安定を図るため、母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等の改正を行い、生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策などの総合的な母子家庭等対策を推進することとなった。

また、平成15年7月には、母子家庭の母の就業が進むよう、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」が制定された。

(2) 評価結果**政策手段の有効性の評価**

母子家庭等就業・自立支援センター事業は、公共職業安定所における就業情報の提供とは別に、母子家庭の母等に対し、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等、個々の家庭の事情に応じた一貫した就業支援サービスや養育費の相談などの生活支援サービスを提供する特徴を有している。本事業の初年度である平成15年度においては延べ2,672人の就業実績をあげており、平成16年度においては延べ6,246人の就業実績をあげていること、また、各事業も平成15年度に比べ、実績が伸びていることから、本事業は母子家庭の就業支援の促進につながっていると考える。

高等技能訓練促進費事業は、介護福祉士や保育士など、就職に結びつきやすい資格の取得を促進する事業である。本事業の開始年度から資格取得者数は増加しており、また、就業実績は平成15年度においては延べ128人、平成16年度においては延べ379人の実績をあげていることから、母子家庭の母に活用され、母子家庭の就業促進に対して有効であると考えられる。

母子自立支援プログラム策定事業は、就業に向けたニーズは個々に異なることから、ハローワーク等と連携したきめ細かな支援を行うことは、母子家庭の就業促進に対して有効であると考えられる。

政策手段の効率性の評価

母子家庭等就業・自立支援センター事業は、都道府県、指定都市及び中核市が実施主体となって、母子家庭の母等に対し、就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等の様々な就業支援サービスを一貫して効率的に提供できる体制にある。

高等技能訓練促進費事業及び母子自立支援プログラム策定事業は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村が実施主体であり、より身近な地方自治体において効率的に実施されている。

総合的な評価

母子家庭等就業・自立支援センターにおいては、個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等を踏まえ、一貫した就業サービスを提供し、一定の就業実績をあげている。

高等技能訓練促進費事業においては、資格取得者の増加があり、目標達成に向けて進展があった。母子自立支援プログラム策定事業は、初年度はモデル的に実施したものであるが、一定の就業実績を上げている。

評価結果分類	分析分類
1 目標を達成した	1 分析が的確に行われている
② 達成に向けて進展があった	② 分析がおおむね的確に行われている
3 達成に向けて進展がみられない	3 分析があまり的確でない

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日 閣議決定）

男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日 閣議決定）（抄）

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

（2）多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

イ ひとり親家庭等に対する支援の推進

○就業支援策の推進

- ・自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、公共職業訓練等により職業能力開発への取組を支援するとともに、ハローワークにおける個別総合的な就職支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施、民間事業者に対する就業促進についての協力要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮など、総合的に母子家庭の母の就業・雇用の促進を図る。
- ・母子家庭等就業・自立支援センターを平成21年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成21年度までに全都道府県・市等で実施する。
- ・母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成21年度までに1,300人にする。（平成16年359人）

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議（衆（平成14年11月8日）・参（平成14年11月21日）の厚生労働委員会）。

母子家庭の母の職業能力の開発及び母子家庭の母の状況に応じた就業あっせん等の就労支援を就職に結びつくよう効果的に進めるとともに、母子家庭の母に対する雇用の場の創出に努めること。

⑤会計検査院による指摘
なし。